

みんなで読み合わせしよう

日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。



編集・発行 日本自治体労働組合総連合

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 TEL.03-5978-3580 FAX.03-5978-3588
<http://www.jichiroren.jp/> E-mail:info@jichiroren.jp

2015.3.50,000

考えてみよう

日本国憲法



憲法をいかし、住民生活を守ろう!

自治労連

憲法ってなに？

1 憲法とは、国民のために、 国民の権利・自由を国家権力から守るためにある

憲法とは、国民の権利・自由を守るために、国がやってはいけないこと、またはやるべきことについて、国民が定めた決まり（最高法規）です。

昔の憲法は、皇帝や国家権力者が国民を支配するためのものでした。

2 日本国憲法は世界で最も進んだ内容

日本国憲法は前文と103の条文でできています。戦争への反省と世界のすすんだ考え方を集め、平和な社会で、国民を主人公に「人々のさまざまな権利」を国に認めさせる、世界で最も進んだ内容を持っています。

3 長年のたたかひの成果としての憲法

日本国憲法が日本国民に保障する基本的な権利は、人類の長年にわたる自由獲得のたたかひの成果として生み出されたものであり、幾多の試練にたえて確立された「侵すことのできない永久の権利」です（第97条）。

4 国民の不断の努力

しかし「憲法」があるからといって国民が黙っていたら、「権力者」は憲法を守らないことが多いのです。最近でも、武器を持った自衛隊を海外に派兵し、国民の知る権利・表現の自由を奪う「秘密保護法」を制定し、社会保障にかかわる国・自治体の責任を後退させて切り縮め、強い人、お金持ち、エライ人中心の世の中につくり変えようとしています。

だからこそ、第12条にいう国民の「不断の努力」が必要で、労働組合などの活動も大切なことです。

憲法第12条（自由、権利の保持の責任とその濫用の禁止）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

憲法第97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

平和への願ひの結晶 - 憲法第9条



日本国憲法の「恒久平和主義」

安倍首相をはじめとする「改憲勢力」は、「日本国憲法は占領軍によって、押し付けられたものだ」との主張を繰り返し強調しています。

安倍首相 2015年1月14日

「憲法ができた経緯は、占領下であつて日本人自らの手で作つたとはいひがたい。私たちは21世紀の日本の理想の姿を込めた新しい憲法を自らの手で書いていくべきだ」
(関西テレビ)

日本国憲法は、国内外の平和と民主主義を求めるとの願ひと声、そして、日本が行つた侵略戦争に対する反省と、これらを憲法の条文に具体的に反映させるための国民のたたかひによつて生まれたものです。

第2次世界大戦の犠牲者は、世界総数で5,000万人以上、日本人犠牲者も300万人以上にも上ります。そして、日本の侵略によるアジア諸国の犠牲者は2,000万人以上とされています。

こうした悲惨な殺戮を2度と繰り返さないために、日本国憲法は前文で、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意して憲法を制定する」と宣言し、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と、人類の「平和生存権」を強調しています。

そして、これらを具体化し、国に歯止めをかけるために第9条「戦争放棄と武力の不保持・交戦権の否認」をおいたのです。

また、憲法案は男女平等の普通選挙で選出された議員からなる衆議院で審議され、第25条「生存権」の規定などが追加されて、日本国憲法は成立しました。

憲法第9条（戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認）

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。





「戦後70年」一人も殺さず、殺されず。戦争をさせない力に

明治憲法下の約60年間、日本は日清戦争、日露戦争、日中戦争や2回の世界大戦など朝鮮半島や中国大陸をはじめアジア諸国で侵略戦争を行い、アメリカや「ソ連」などとの戦争、武力紛争を繰り返してきました。

しかし、戦争放棄と戦力の不保持を謳った憲法9条制定後の70年間、一度も戦争と武力行使を行わず、日本人と他国の人命を奪っていません。これこそ、憲法9条と、これを守り、平和を願う国民の運動によるものです。



国際紛争は外交で解決すべき 武力で平和は守れない

領土問題などの解決は、軍力によるのではなく平和的話し合い・外交で解決するというのが世界の流れです。軍力では解決しないことは、中東で紛争が絶えないことから明らかです。



憲法9条を世界の宝に

2000年5月国際連合ミレニアム・フォーラムで「すべての国が日本国憲法第9条にのべられる戦争放棄の原則を自国の憲法において採用すること」が確認されました。憲法9条が世界共通の目標とされました。

日本も参加する「東南アジア友好協力条約(TAC)」では「武力による威嚇、または武力の行使の放棄」を基本原則としています。憲法9条と同じ理念が世界52か国(人口46億人)にも広がり、相互信頼の基礎になっています。

そして今、憲法9条がノーベル平和賞の受賞候補となっているのです。



国がかつて説明していた「憲法9条の原点」

「いまやっとな戦争はおわかりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。……戦争は人間をほろぼすことです。……だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません」として、日本が二度と戦争しないように、憲法で「戦争と戦力を放棄する」ことを明確にしたと説明しています。そのうえで、「けっして心ほそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」と訴えています。(文部省発行「あたらしい憲法のはなし」1947年8月)

憲法9条を壊し、「戦争する国づくり」へ

憲法9条を変えようとする人たちは「テロ対策の国際貢献のため」「中国や北朝鮮の軍事攻撃に対抗するため」「母娘を輸送する米艦船を守るため」などいろいろな理由をあげています。

しかし改憲を考える人たちの本音は「海外でアメリカと一緒に戦争できる国づくり」です。

アメリカ戦略国際研究所「アーミテージ・ナイ報告書」(2012年)では、「自衛隊が自由に海外で軍事活動ができる状況づくりが必要」「集団的自衛の禁止は米日同盟の妨害物だ」として、アメリカの行う戦争に、日本が軍力で貢献することを求めています。それに呼応して改憲の動きが進んでいるとマスコミも指摘しています。

安倍政権による「戦争する国づくり」

2012年12月に発足した第2次安倍政権。戦争する国づくりめざし暴走を続けています。

2013年8月には、内閣法制局長官を集団的自衛権行使容認論者にすげ替えて、解釈改憲に道を開き、12月には国民の目・耳・口をふさぐ「秘密保護法」を圧倒的な国民の反対を押し切つて強行成立させました。

2014年4月には、武器輸出を禁じてきた原則を逆転させ、武器輸出を促進する「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、7月には集団的自衛権の行使などを容認する閣議決定を行いました。

そして、2014年末の総選挙で多数を維持した安倍首相は、集団的自衛権行使を容認する安保法制について、「賛否は大きく分かれ激しい抵抗もある」ことを認めながら、2015年の通常国会での成立を狙っています。

また、2015年度予算案の軍事費は3年連続増の過去最高となり、しかもオスプレイや水陸両用車両の購入など自衛隊の「海兵隊化」が進められています。

明文改憲についても、2016年の参議院選挙後と、具体的な時期まで示して推進しようとしています(11ページ参照)。

安倍首相の改憲前のめり発言

首相指名後の記者会見で「戦後以来の大改革を進めていく。当然、賛否は大きく分かれ激しい抵抗もある。しかし、今回の総選挙で、引き続きこの道をまっすぐに進んでいけと力強く背中を押していただいた」「(集団的自衛権行使を容認する安保法制について)通常国会で成立を図る」と断言(2014年12月24日)。



集団的自衛権行使容認は憲法違反

「集団的自衛権」とは、同盟国(アメリカ)への武力攻撃を、日本が武力攻撃されていないのに、日本への攻撃とみなし、武力で阻止しようと戦争に参加する「権利」のこと。歴代の自民党政権も「憲法9条のもとでは集団的自衛権は行使できない」としてきました。

ところが安倍政権は、これまでの政府見解を放り投げ、「憲法上、行使できる」との閣議決定(2014年7月1日)を強行したのです。

そして、この内容に沿って「日米防衛協力の指針ガイドライン」をつくりかえるとともに、自衛隊法、周辺事態法、武力攻撃事態法などを2015年の通常国会で一括して改悪しようとしているのです。

「7・1閣議決定」が踏み込んだ3つのポイント

「7・1閣議決定」は①集団的自衛権の行使を容認するだけでなく、②米軍等支援のための自衛隊海外派兵をいつでもどこでも可能とし、③平時から自衛隊の武器使用を認めるなどの法整備を行うとしています。

1 集団的自衛権行使の容認

閣議決定は、

- ①アメリカに対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。
- ②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと。
- ③必要最小限度の実力行使にとどまること。

以上の3要件を満たすと政府が判断すれば、日本への武力攻撃がなくても武力行使は憲法上、許容されるとしています。

大変あいまいな要件で、アメリカの引き起こす戦争に日本が巻き込まれていくことになります。

実際、安倍首相や岸田外相は、中東ホルムズ海峡に機雷が敷設されれば、集団的自衛権行使が可能になると答弁していますし、米軍の存在及び活動は死活的に重要だから、「米軍に対する武力攻撃はわが国の国民のいのちや暮らしを守るための活動に対する攻撃となる」とし、アメリカが先制攻撃をした結果、相手国から武力攻撃を受けたケースについても、集団的自衛権を発動するとしているのです。

2 「非戦闘地域」の限定をはずす自衛隊の海外派兵恒久法

これまで特別措置法により目的・期限を国会で決めて派遣された自衛隊は、①活動地域が「非戦闘地域(後方地域。全活動期間を通じて戦闘行為が行われていない地域)での支援に限定され、②武器使用も「身を守るため」に限定されてきました。

閣議決定はこの制約を撤廃し、海外派兵の恒久法として、①「現に戦闘行為が行われている現場以外の場所」における、他国軍の戦闘を支援する活動(後方支援)を認め、②「駆けつけ警護」のための武器使用や領域国の同意を得ての警察的活動での武器使用を認めています。

後方支援活動を行う自衛隊は当然に相手国の攻撃対象となり、戦争に巻き込まれていきます。

3 平時から自衛隊が武器使用(グレーゾーン事態)

閣議決定は「切れ目のない対応」を口実に、平時から自衛隊を積極活用しようとしています。

そこでは、離島防衛への対処を口実に、自衛隊を平時から治安維持活動・海上警備活動へ出動させることや、平時から米艦船などを防護するために自衛隊が武器を使用できるようにしようとしています。

仮に米艦船への発砲等があれば直ちに反撃することとなり、内閣や国会の承認を経ずに米国の武力衝突に巻き込まれることを意味します。

自治体・自治体労働者は戦争遂行の一翼を担われる

集団的自衛権行使等が容認されれば、日本は容易にアメリカの引き起こす戦争に巻き込まれ、日本社会は戦時体制となり、自治体・自治体労働者は国民保護法などを通じて戦争遂行の一翼を担うこととなります(詳しくは7ページをご覧ください)。

自民党元幹事長の野中氏も安倍首相を批判

野中広務・元自民党幹事長は改憲を進める安倍首相の政治姿勢を厳しく批判し、「私は戦争を経験した生き残りの一人だ」「どうか現役の政治家に『戦争はおろかなものだ』『絶対やってはならない』ということを知ってほしい」と訴えました(2015年2月15日、TBS「時事放談」)。



憲法を暮らしにいかそう・地方自治と公務員の役割



1) 憲法を地域でいかす地方自治

1 憲法の諸原則を地域で具体化するため

日本国憲法は、明治憲法には無かった「戦争放棄」「地方自治」の二つの章があります。地方自治体が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないように」(憲法前文)にする役割を担い、国の悪政の防波堤になり、住民の安全と健康および福祉の増進を実現するためです。

第8章「地方自治」は、憲法の定める基本的人権、恒久平和、国民主権の原則を、国民が生まれ、生活し、仕事をしていのちを終える地域で具体化するため定められました。

2 「戦争する国づくり」は地方自治体を変質させる

平時から戦争に備えるための体制をつくるために、2004年に成立した「国民保護法」、2013年に成立した「共通番号制」、2014年12月より施行された「特定秘密保護法」などは、国家による国民への監視・支配体制を強化するものです。そのもとで、地方自治体も、住民の権利を制限し、監視する業務を担うことや、個人の情報を国家に提供する役割を担われる可能性があります。

また、有事となれば自衛隊法などによって、軍隊支援のための「徴発・徴用」、港湾等の軍事優先利用などで自治体は戦争に組み込まれていきます。

住民の福祉の増進をはかる地方自治体の役割とは逆行するものです。

3 平和的生存権や基本的人権を制限しようとする道州制

地方自治体を住民から遠いものにする、道州制の導入を政府は狙っていますが、国の役割を防衛と外交などに限定し、福祉を市町村と住民の「自己責任」におしつけるものです。米軍基地の建設は「防衛や国家の存立に関わる事務」として国の専権事項とされ、地方自治体が関与することもできなくなります。道州制は、ナショナルミニマム(国家が国民に対して保障する最低限の生活水準)を保障する国の責任を放棄し、住民の権利と地方自治を侵害する憲法違反の制度です。

憲法第92条(地方自治の基本原則)

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

地方自治法第1条の2

1. 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。



2) 自治体労働者の役割…国民のいのちとくらし、安全を担う役割に

1 「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」へ

日本国憲法ができるまで、公務員は「天皇の官吏」として国民を管理し、「召集令状(赤紙)の交付」など戦争をすすめる一翼を担いました。この過ちを繰り返さないため、憲法は第15条2項で全ての公務員を主権者である「全体(国民)の奉仕者」と位置づけ、同時に公務員にも労働者としての諸権利を与えました。また、第99条では公務員の憲法尊重擁護義務を課していることから、公務員は憲法尊重擁護の「宣誓」をし、国民、住民のために仕事をするを誓うのです。

憲法第15条(公務員の本質)

2. すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

憲法第99条(憲法尊重擁護の義務)

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



宣誓書(例)

私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

2 意見表明権

憲法の精神を具体化して作られた国家公務員法には当初、上司の命令が憲法に照らして問題があるような場合には意見を述べる事ができる「意見表明権」が盛り込まれていたことは特筆すべきことです。しかしアメリカ占領軍マッカーサーによるスト権剥奪とセットでこの規定も削除されました。いますすめられている「戦争する国づくり」と、公務員制度改悪は公務員を「権力への奉仕者」に変えるもので憲法改悪とセットです。

3 憲法があるから人権を保障し、働きがいを持って働ける

憲法があるから、住民と向き合い、憲法を暮らしにいかし、人権を保障し、いのちとくらし、安全を守り、地域づくりをすすめることに生きがいや働きがいを持つことができ、労働組合をつくり労働者としての権利を主張できることに確信を持ちましょう。



3) 憲法をくらしにいかそう

1 憲法はくらしに関係ない?

憲法は、くらしに大いに関係があります。だれもが個人として大切にされ、幸せのうちに生きていく権利をもっています。どんな境遇で生まれ育っても、どこに住んでいても、等しく、教育を受ける権利、働く権利、医療を受ける権利、介護を受ける権利など、健康で文化的な生活を営む権利をもっています。

2 社会保障改悪をゆるさない力

くらしを保障するための法整備が大事ですが、「税と社会保障の一体改革」などで、国民の生きる権利が侵害されようとしています。

憲法は第25条など様々な条項で国民の権利と国の役割を明記し、生活保護法、健康保険法、児童福祉法などの法律が制度化されています。人権を守るためにも社会保障をもっと豊かなものにすることが必要です。

3 原発再稼働は、憲法の人権に照らしても認められない

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、各地に壊滅的な状況を引き起こしました。中でも、東京電力福島原発の事故による被害は、改めて「核・放射能」と人類は共存できないことを示しました。政府・財界は原発再稼働を進めようとしています。福井地裁は「憲法の人権(第13条、第25条)を超える価値を見いだせない」として、大飯原発3・4号機の再稼働を認めない判決を出しました(2014年5月22日)。憲法の理念に沿った個人の人格を重視した画期的な判決です。

憲法第11条(基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

憲法第13条(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法第25条(生存権、国の社会的使命)

1. すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 国は、すべての生活部門について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



4 働くものを守り、労働組合を認めた

戦争中は労働組合も解散させられ戦争を推進する組織に変えられました。憲法は第27条で勤労の権利と義務、勤労条件の基準等を定め、それを実現するため、第28条で労働3権(団結権、団体交渉権、争議権)を定めました。

政府や財界はグローバル化と国際競争力を理由に労働法の改悪や「規制緩和」をすすめ、労働者に長時間労働と不安定雇用を押し付けています。憲法と国際労働基準に基づき、大企業の自由勝手を規制し、「働くルール」の確立が求められています。

憲法第27条(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

1. すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
2. 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
3. 児童は、これを酷使してはならない。

憲法第28条(勤労者の団結)

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

5 憲法は女性の権利宣言

戦前、女性は「家」制度のもとで「戸主」である父や夫に従わなければならない、財産権も、選挙権もありませんでした。こうした差別的な女性の地位を決定的に変えたのが憲法です。第24条で、家庭生活における「個人の尊重」と「両性の平等」をうたい、第14条で定められた法の下での平等と共に、女性の権利を宣言したものです。

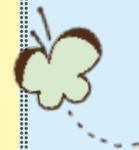
「自民党改憲草案」では、家族の助け合いを強調することによって、医療・介護の責任を国民に押し付け、国の生存権保障を後退させようとする事と同時に、「家」制度の復活を狙っています。

憲法第14条(法の下での平等)

1. すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

憲法第24条(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

1. 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2. 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。



明文改憲も狙われている

1 安倍首相の「改憲スケジュール」

安倍首相は2014年12月の総選挙直後から、改憲策動をエスカレートさせ、日本国憲法を「占領軍による押し付け」だと攻撃し、「自民党結党以来の目標」だとする憲法「改正」を推進していくことを公言しています。

2016年の通常国会に憲法改正原案を提出、参院選後の臨時国会で「憲法改正発議」を行い、2017年春までに国民投票を実施する意向だともされ、2015年2月の施政方針演説では「憲法改正に向けた国民的な議論を深めていこうではないか」と国民への呼びかけまで行いました。

2 国民投票法(改憲手続法)が制定された

憲法96条は、憲法改正の手続きとして、衆参両議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が発議し、国民投票で過半数の賛成を必要とする、と定めています。

「国民投票法」は、この手続きを具体化する法律で(2007年に成立し、2014年に改正)、改憲の発議がすでに可能となっているのです。

しかし、最低投票率の定めがなく、公務員や労働組合の国民投票にかかわる運動を制限しかねない規定を残すなど重大な欠陥を有しています。

3 集団的自衛権行使容認の法制度と明文改憲の関係

仮に集団的自衛権などを容認する法制度が成立したとしても、憲法9条を残しておいては裁判で違憲判決が出されてしまいます。また、戦争する国づくりの一環として軍法会議の設置や国民の基本的な人権を制限するために、改憲が必要になってくるのです。

4 憲法をどのように変えようとしているのでしょうか? 自民党改憲草案の問題点

自民党などが「改憲草案」を発表しています。

そこでは、憲法9条の改悪や「国防軍の創設」だけでなく、「天皇の元首化」や「総理大臣の権限強化」、「生存権保障の放棄」、国民の権利の上に国家を置く、住民を単に「参画」するだけの存在にする地方自治の変質、住民自治の後退など、現在の日本国憲法の基本原理を変え、国の在り方を根底から覆そうとしているのです。

5 改憲の実績づくりのための「新しい人権」

自民党は2015年2月、総選挙後初の憲法改正推進本部会議を開き、9条改憲を「特に重要な項目」とすることを確認したうえで、一回目の改憲では各党の合意が得やすい環境権など新しい人権規定、緊急事態条項などを憲法に追加することとしています。

環境を破壊する大型開発をすすめ、国民の人権を脅かす盗聴法や秘密保護法などを制定して人権侵害を進めてきた自民党が、「新しい人権」を憲法に追加しようとしている理由は、国民に改憲体験をさせ、改憲への国民の抵抗感を減らし、本当の狙いである9条改憲のハードルを低くしようというものです。

しかも、「新しい人権」は憲法に基づいて提唱されているものばかりですから改憲を必要としないばかりか、実際に「自民党憲法草案」などで主張されている「新しい人権」は「国民相互の義務」「国の努力義務」等の位置づけであり、「人権」の名に値しないものです。

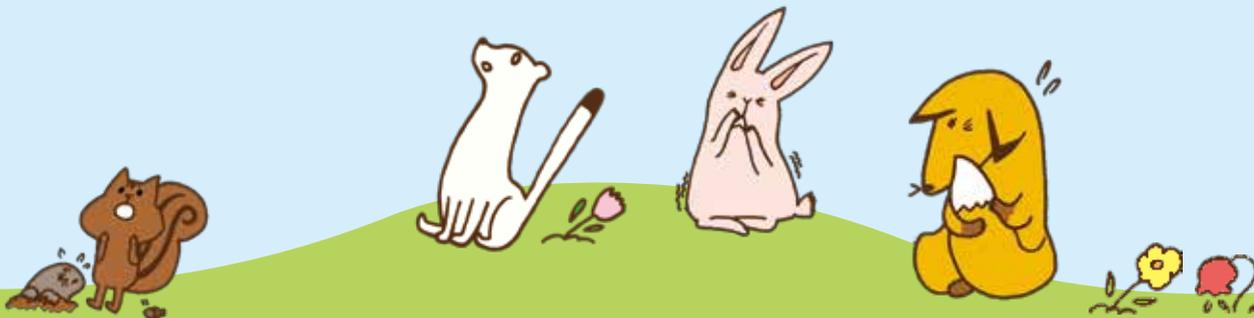
6 96条改憲の動き

一時期、96条の改憲を先行させ、改憲手続きを緩和しようという動きがありましたが、国民の批判の高まりにより断念させました。

国民の権利・自由を守るため国に縛りをかけるという役割をもっている憲法が、国家権力の側の都合によって、簡単に変えられてその縛りが緩められてしまうようでは困ります。ですから、憲法96条は、「憲法秩序の根本部分」として、改定が許されない条項なのです。

憲法第96条(改正の手続、その公布)

1. この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。



花開かせよう！日本国憲法 自分らしく人間らしく生き働くために

私たちは、いろいろな環境・境遇・条件のもと、生まれてから一人の人間として育ち、生き方・価値観は違っても「自分らしく自由に生き、恋愛したり、結婚したり、平和に幸せを感じたい」と思い、日々努力しながら生きているのではないのでしょうか。

誰もが人間として、いのちを大切に有意義な人生を送りたいという思いは、あたりまえのことではないのでしょうか。

しかし「貧困と格差」の広がりや、そのあたりまえのことが保障されない現状も出てきています。

自治体や公務公共関係職場で働く労働者は、人の「いのち」の重みを感じながら、憲法をいかし「誰もが健康で文化的な生活」を送れるように、基本的人権を制限することなく、民主主義や平和を守り、日夜努力し働いてきました。

今、「戦争する国づくり」に、自治体が組み込まれようとしているもとで、住民生活を守るという、自治体が果たす本来の役割を果たしていくことが大事です。

外国に武器を持って攻めることなく、「戦争」によって人を殺さず、殺させなかった日本国憲法は、世界の宝です。

自分らしく、人間らしく、生き、働くために、日本国憲法をいっそう輝かせ、生活に仕事に平和にいかしましょう。

「できることから運動を 憲法を読もう、憲法をくらしにいかそう」



1 みんなに声をかけ、学び、知らせましょう

憲法前文、条文を仕事や生活に結びつけ読んでみよう。そして自分の言葉で話してみよう。



2 あなたにできることから始めましょう

- 「輝け憲法」署名にとりくみましょう。
- 9日や3日など憲法にちなんだ日の地域宣伝行動に参加しましょう。
- 職域・地域で「九条の会」を草の根で広げましょう。
- 憲法を考える集会などに参加しましょう。
- 自治体首長や議会に働きかけましょう。

一人ひとりの力は小さくても、みんなの願いを集め・つなげれば大きな力になります。なかでも自治体に働く私たちは住民の方々や地域に幅広いネットワークを持っています。

職場の一人ひとりの心に灯をともしましょう！
そして地域に広げましょう。

